消 防 災 第　55号
消 防 危 第　86号
令和２年３月 27日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
（　公　印　省　略　）

危険物施設の風水害対策ガイドラインについて

危険物施設における風水害対策について、消防庁では、令和元年度から「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」（座長：大谷英雄　横浜国立大学大学院環境情報研究院長）を開催し、平成 30年度に発生した風水害に伴う危険物施設の被害実態を整理・分析するとともに、令和元年度に発生した重大事故等を勘案して検討を行ってきたところです。

今般、当該検討会の検討結果を踏まえ、危険物施設の風水害対策ガイドラインを別紙のとおりとりまとめましたので、管内の危険物施設における風水害対策の推進をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いします。

なお、関係事業者団体に対しても、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

本通知は、消防組織法（昭和 22年法律第 226号）第 37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

（問い合わせ先）
消防庁危険物保安室
担当：竹本、羽田野、木下
TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

別紙

危険物施設の風水害対策ガイドライン

1　共通事項

（1）　平時からの事前の備え

ア　危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認しておく。これに当たり、「ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について」（令和元年９月20日付け消防危第143号）のとおり、ハザードマップを作製している各地域の市区町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を実施することが可能であることから、必要に応じて相談等を行う。

　また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。

イ　上記アを踏まえ、当該施設において、大雨や台風の接近に伴い被害等の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画策定を行う。

○　計画策定に当たっては、タイムライン（防災行動計画）を考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報（避難情報、大雨、暴風、土砂災害警戒情報等）の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模縮小、危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。

　また、浸水や土砂の流入や、これに伴う危険物の流出を防止・低減するための方策を講ずる場合には、関連の技術情報（規格・指針等）を基に所期の機能を確保する。

○　計画策定後においては、実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。

○　各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程に定めることとされている「災害その他の非常の場合に取るべき措置」等に該当するものであることから、これらを予防規程の関連文書として位置付ける。また、予防規程の作成義務のない場合においても、社内規定やマニュアル等に風水害対策に係る計画等を位置付けるとともに、消防機関へ査察や検査等の機会に情報提供を行う。

ウ　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。

エ　建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。

オ　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。

カ　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議会等の体制が構築され、関係行政機関が一体となって応急対応を行うこととされていることから、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練等に参画する。

キ　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号・消防危第 171 号）のガイドラインを活用し、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成のうえ、消防機関と協議しておく。

（２）　風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

ア　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。

＜浸水・土砂対策の例＞

- 浸水防止用設備の閉鎖や、土のうや止水板の設置等により危険物施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。
- 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。
- 禁水性物質や金属の溶融高熱物など、水と触れると危険な物品については、高所へ移動する、水密性のある区画で保管する、金属の溶融高熱物の加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置を講ずる。
- 屋外にある容器及びコンテナは、流出防止のため、高所へ移動する、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。また、移動タンク貯蔵所についても高台等への移動を実施する。

＜強風対策の例＞

- 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖する。
- 屋外にある容器及びコンテナは、転倒防止のため、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。

＜停電対策の例＞

- 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止しておく。
- 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。

＜危険物の流出防止対策の例＞

・　施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オイルフェンスを適切な場所に設置する。

・　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。

イ　上記アの対策を講じるに当たっては、従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。

ウ　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関への通報を行う。

特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について情報提供を行う。

エ　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。

（３）　天候回復後の点検・復旧

ア　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う。

特に、浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施する。

また、台風等による強風や大雨に見舞われた浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の点検・復旧については、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について（通知）」（平成 25 年 7 月 31 日付け消防危第 141 号・消防特第 154 号）を参考として対応する。

イ　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。

2　施設形態別の個別事項

危険物施設の形態別のポイント及びチェックリスト（例）を別紙 1 から別紙 12 のとおり整理したので、各事業所においてはこれらを活用して風水害対策を講ずることが適当である。

＜製造所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td colspan="2">○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模
出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムライン
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程の関連文書、又は社内規定やマニュアル等に位置づけ
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源
料等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうこ
○建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、建具
準備する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議
体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯
を作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="2">○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注
強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、大規模な爆発など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機
る。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、
況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂
対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への
・禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画
高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる　等</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・強風により塔槽類等が破損・転倒しないよう、耐風性能を再確認
・飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護
・飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため</td></tr><tr><td>停電対策の例</td><td>・危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止
・温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品は、自家発電設備等により所</td></tr><tr><td>危険物の流出防止
対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に実施
・オイルフェンスを適切な場所に設置
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="2">○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、作動状況や気密性等を確
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー製造所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">☐ 地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
☐ 浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">☐ 大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
☐ タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
☐ 計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
☐ 危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
☐ 天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
☐ 計画や実施要領等を予防規程の関連文書又は社内規定等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">☐ 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
☐ 建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
☐ 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">☐ 実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
☐ 各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">☐ 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
☐ 従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
☐ 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
☐ 水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
☐ 施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オイルフェンスを適切な場所に設置する。
☐ 危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
☐ 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐ 土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td>☐ 強風により塔槽類等が破損・転倒しないよう耐風性能を再確認する。</td><td>☐ 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐ 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。</td><td>☐ 飛来物により建築物等が破損しないよう、シャッター等で保護する。</td><td rowspan="2">☐ 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐ 禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ保管する。
☐ 金属の溶融高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる。</td><td>☐ 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限とするため、配管の弁等を閉鎖する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">☐ 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
☐ 浸水した施設では、作動状況や気密性等を確認する。
☐ 復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
☐ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜屋内貯蔵所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>
○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模
出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムライン
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程の関連文書、又は社内規定やマニュアル等に位置づけ
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源
料等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうこ
○建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、建具
準備する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議
体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯
を作成の上、消防機関と協議しておく。
</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>
○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注
強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消
報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合に
管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を
<table>
<tr><td>浸水・高潮・土砂対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画
・容器やコンテナは、ロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む等
損や施設外への流出等を防止するための措置を講ずる　等</td></tr>
<tr><td>強風対策の例</td><td>・強風により屋根が破損しないよう、耐風性能を再確認し、必要に応じてワイヤー
・飛来物により建築物等が破損した場合における容器等の破損、危険物の流出等
器等をロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む　等</td></tr>
<tr><td>停電対策の例</td><td>・自家発電設備等により所要の電力を確保　等</td></tr>
<tr><td>危険物の流出防止対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に実施
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>
○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、容器等の破損や危険物の
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。
</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー屋内貯蔵所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を予防規程の関連文書又は社内規定等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
□　建築物や電気設備等における浸水を防止するため浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行う。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td>□　強風により屋根が破損しないよう、耐風性能を再確認し、必要に応じてワイヤー等で強度を確保する。</td><td rowspan="3">□　自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ保管する。</td><td rowspan="2">□　飛来物により建築物等が破損した場合における容器等の破損、危険物の流出等を最小限にするため、容器等をロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　容器やコンテナは、ロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む等、浮き上がり等による破損や施設外への流出等を防止するための措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浸水した施設では、容器等の破損や危険物の流出の有無等を確認する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜屋外タンク貯蔵所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定を
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模
の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインと
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程の関連文書、又は社内規定やマニュアル等に位置づける
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及
等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことの
○屋外貯蔵タンク津波被害シミュレーションツール※を活用し、被害が生ずる可能性のあるタンクについて
を実施する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議会
制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯蔵
作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視
風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防
する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、
況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を実
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水
・ルーフドレーン等の排水機能を確認し、浮き屋根上の滞水を防止
・高潮により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、タン</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配
・タンク本体や付属品の耐風性能（設計基準）の再確認　　等</td></tr><tr><td>停電対策の例</td><td>・温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品は、自家発電設備等により所要の</td></tr><tr><td>危険物の流出防止対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンスを適切な場所に設置
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　　等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浮き屋根式屋外タンク貯蔵所では、「浮き屋根
安対策の徹底及び応急措置体制の整備について」（平成25年７月31日付消防危第141号・消防特第154号
る。）。
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

※消防庁ホームページに掲載（https://www.fdma.go.jp/publication/simulate

チェックリスト（例）　ー屋外タンク貯蔵所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を予防規程の関連文書又は社内規定等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
□　屋外貯蔵タンク津波被害シミュレーションツールを活用し、被害が生ずる可能性のあるタンクについては、緊急遮断弁の設置等を実施する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンスを適切な場所に設置する。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td colspan="2">□　飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖する。</td><td rowspan="3">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。
□　高潮により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、タンク元弁等を閉鎖する。</td><td colspan="2" rowspan="2">□　タンク本体や付属品の耐風性能（設計基準）を再確認する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　ルーフドレーン等の排水機能を確認し、浮き屋根上の滞水を防止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浮き屋根式屋外タンク貯蔵所では、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について（通知）」（平成25年７月31日付け消防危第141号・消防特第154号）を参考として対応する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜屋内タンク貯蔵所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模
出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムライン
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、社内規定やマニュアル等に位置づける。
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源
料等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうこ
○建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、建具
準備する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議
体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯
作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注
強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消
報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合に
管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂
対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・配管の弁や注入口を閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水
・禁水性物質等の水に触れると危険な物品を貯蔵している場合は、水密性のある</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・強風により建築物（タンク専用室）が破損しないよう、耐風性能を再確認
・飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護　等</td></tr><tr><td>停電対策の例</td><td>・温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品は、自家発電設備等により所</td></tr><tr><td>危険物の流出防止
対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に実施
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、危険物の流出の有無等を
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー屋内タンク貯蔵所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を社内規定等に位置づけ、消防機関に資料提出を行う。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
□　建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行う。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td rowspan="2">□　強風により建築物（タンク専用室）が破損しないよう、耐風性能を再確認する。
□　飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護する。</td><td rowspan="2">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ保管する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浸水した施設では、危険物の流出の有無等を確認する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜地下タンク貯蔵所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や
入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイム
する。
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、社内規定やマニュアル等に位置づける。
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ
要な燃料等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能
う措置する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡
の連絡体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、
施計画を作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報
流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やか
関へ通報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存
質の性状や保管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂対策の例</td><td>・土のうや止水板等によりポンプ設備等への浸水や土砂流入を防止・低減
・マンホール、通気管、注入口等を閉鎖し、危険物の流出防止とともに、地下タン
混入を防止　等</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・飛来物により配管やポンプ設備等が破損した場合における危険物の流出を最小
等を閉鎖、ポンプ設備の稼働の停止　等</td></tr><tr><td>停電対策の例</td><td>・温度や圧力等の管理を継続することが必要な危険物を貯蔵している場合につい
により所要の電力を確保　等</td></tr><tr><td>危険物の流出防止対策の例</td><td>・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、地下タンクへの水混
この場合、石油連盟が発行する「SS施設安全点検記録帳」のチェックリストの例（水害の場合）が
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー地下タンク貯蔵所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">☐ 地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
☐ 浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">☐ 大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
☐ タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
☐ 計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
☐ 危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
☐ 天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
☐ 計画や実施要領等を社内規定等に位置づけ、消防機関に資料提出する。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">☐ 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
☐ 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
☐ 地下タンクへの水混入の有無を確認するための資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">☐ 実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
☐ 各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">☐ 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
☐ 従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
☐ 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
☐ 水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
☐ 危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
☐ 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐ 土のうや止水板等によりポンプ設備等への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td rowspan="2">☐ 飛来物により配管やポンプ設備等が破損した場合における危険物の流出を最小限とするため、配管の弁等を閉鎖、ポンプ設備の稼働を停止する。</td><td rowspan="2">☐ 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐ マンホール、通気管、注入口等を閉鎖し、危険物の流出防止とともに、地下タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">☐ 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
☐ 浸水した施設では、地下タンクへの水の混入の有無等を確認する。
☐ 復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
☐ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜簡易タンク貯蔵所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>
○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定を
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模
出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムライン
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、社内規定やマニュアル等に位置づける。
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源
料等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうこ
○建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、建具
準備する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議
体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯
を作成の上、消防機関と協議しておく。
</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>
○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注
強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消
報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合に
管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を
<table>
<tr><td>浸水・高潮・土砂
対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・配管の弁、通気管を閉鎖し、ロープ・ワイヤー等で緊結し、危険物の流出防止と
砂の混入を防止
・簡易貯蔵タンクの浮き上がりを防止するため，ロープ・ワイヤー等で固定　等</td></tr>
<tr><td>強風対策の例</td><td>・強風により建築物（タンク専用室）が破損しないよう、耐風性能を再確認
・飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護
・簡易貯蔵タンクの転倒防止のため、ロープ・ワイヤー等で緊結　等</td></tr>
<tr><td>停電対策の例</td><td>・自家発電設備等により所要の電力を確保　等</td></tr>
<tr><td>危険物の流出防止
対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に実施
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>
○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、作動状況やタンクへの水
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。
</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー簡易タンク貯蔵所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="3">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を社内規定等に位置づけ、消防機関に資料提出を行う。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
□　建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">訓練等の実施</td><td colspan="4">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認し、計画の実効性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品を存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行う。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。
□　施設外への危険物の流出防止のため、浸水防止用設備を閉鎖、オイルフェンスを設置する。
□　簡易タンクの浮き上がりを防止するため、ロープ・ワイヤー等で固定する。</td><td>□　強風により建築物（タンク専用室）が破損しないよう、耐風性能を再確認する。
□　飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護する。</td><td rowspan="2">□　自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　配管の弁、通気管を閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクへの水や土砂の混入を防止する。</td><td>□　簡易貯蔵タンクの転倒防止のため、ロープ・ワイヤー等で緊結する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浸水した施設では、作動状況やタンクへの水混入の有無等を確認する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜移動タンク貯蔵所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や
入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイム
保する。
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、社内規定やマニュアル等に位置づけ、高台に避難場所を確
関と協議しておく。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡
への連絡体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、
実施計画を作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報
砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やか
機関へ通報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品な
の物質の性状や保管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂
対策の例</td><td>・移送経路の変更
・危険物の移送を計画的に停止
・高台等の安全な場所へ移動　等</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・移送経路の変更
・危険物の移送を計画的に停止
・飛来物によりタンク等が破損しないよう、建築物内の常置場所等へ移</td></tr><tr><td>危険物の流出防止
対策の例</td><td>・マンホールや各弁の閉鎖確認
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の
点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、作動状況や
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー移動タンク貯蔵所ー

フェーズ		浸水・高潮対策	土砂対策	強風対策
平時からの事前の備え	災害リスクの確認	□ 地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。 □ 浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。		
	計画等の策定	□ 大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。 □ タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。 □ 計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。 □ 危険物の移送の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。 □ 高台に移動タンク貯蔵所を避難させる場所を確保するとともに、関係機関と協議する。 □ 天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。 □ 計画や実施要領等を社内規定等に位置づけ、消防機関に資料提出を行う。		
	対策の準備	□ 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。		
	訓練等の実施	□ 実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。 □ 各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。		
風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策		□ 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。 □ 従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。 □ 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。 □ 水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。 □ 危険物が流出しないよう、マンホールや各弁の閉鎖を確実に行う。 □ 危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。 □ 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。		
		□ 移送経路を変更する。 □ 危険物の移送を計画的に停止する。		
		□ 高台等の安全な場所へ移動する。		□ 飛来物によりタンク等が破損しないよう、建築物内の常置場所等へ移動する。
天候回復後の点検・復旧		□ 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。 □ 浸水した施設では、作動状況や気密性等を確認する。 □ 復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。 □ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。		

＜屋外貯蔵所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td colspan="2">○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業
危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認
合性を確保する。
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程の関連文書、又は社内規定やマニュアル
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁
関係機関への連絡体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場
取扱いの実施計画を作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="2">○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報
砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、施設外に容器やコンテナが流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性があ
消防機関等の関係機関へ通報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを
する場合には、その物質の性状や保管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対</td></tr>
<tr><td></td><td>浸水・高潮・土砂
対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性
保管する
・容器は、高台や屋内の場所等へ移動させ、保管する（必要に応じて仮
・容器及びコンテナは、ロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下
がり等による破損や施設外への流出等を防止するための措置を講ず</td></tr>
<tr><td></td><td>強風対策の例</td><td>・飛来物により囲い等が破損した場合における容器等の破損、危険物の
するため、容器等をロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方</td></tr>
<tr><td></td><td>危険物の流出防止
対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンスを適切な場所に設
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収</td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="2">○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、容器の破損
無等を確認）。
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー屋外貯蔵所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="3">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="3">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、仮貯蔵・仮取扱いの自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を予防規程の関連文書又は社内規定等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="3">□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="3">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="3">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンスを適切な場所に設置する。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　土のうや止水板等により、施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td rowspan="3">□　飛来物により囲い等が破損した場合における容器等の破損、危険物の流出等を最小限にするため、容器等をロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ移動させ、保管する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　容器及びコンテナは、高台や屋内の場所等へ移動させ、保管する（必要に応じて仮貯蔵等を検討する）。
□　容器及びコンテナは、ロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む等、浮き上がり等による破損や施設外への流出等を防止するための措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="3">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浸水した施設では、容器等の破損や危険物の流出の有無等を確認する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜給油取扱所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定を行う
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模縮小、
や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程の関連文書等に位置づける。
○停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源（自家発電設備や可搬式の発電機等）及び当該電源に必要な燃
の危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
○停電時に燃料供給を実施できるよう、緊急用資機材を準備する。
○建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、建具型の浸水
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議会等の
確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯蔵・仮
の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、
停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業し、施設を停止する場合は主電源（ブレ
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を実施す
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂
対策の例</td><td>・地下タンクへの水混入の有無を確認するための資機材を確保
・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・マンホール、通気管等を閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水や
運搬容器の施設外への流出防止を実施
・緊急用資機材の準備　　等</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・強風により屋根（キャノピー）が破損しないよう、耐風性能を再確認
・固定給油設備等とキャノピーの柱とをロープ・ワイヤー等で緊結する等、固定給油設
・飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護　　等</td></tr><tr><td>停電対策の例</td><td>・自家発電設備等により所要の電力を確保
・緊急用資機材を準備　　等</td></tr><tr><td>危険物の流出防止
対策の例</td><td>・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　　等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、地下タンクへの水混入の有無等
油連盟が発行する「SS施設安全点検記録帳」のチェックリストの例（水害の場合）が参考となること。
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー給油取扱所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="3">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">☐　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
☐　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">☐　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
☐　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
☐　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
☐　危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
☐　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
☐　計画や実施要領等を予防規程の関連文書等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">☐　停電に備えバックアップ電源（自家発電設備や可搬式の発電機等）を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
☐　停電時に燃料供給を実施できるよう、緊急用資機材を準備する。
☐　建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
☐　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">訓練等の実施</td><td colspan="4">☐　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
☐　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">☐　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
☐　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行い、施設を停止する場合は主電源（ブレーカー）を落とす。
☐　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
☐　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
☐　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td>☐　強風により屋根（キャノピー）が破損しないよう、耐風性能を再確認する。</td><td>☐　自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">☐　マンホール、通気管を閉鎖し、危険物の流出防止とともに、地下タンクや配管への水や土砂の混入を防止し、危険物運搬容器（エンジンオイル等）を施設外に流出しないようにする。</td><td>☐　固定給油設備等をロープ・ワイヤー等で緊結する等、固定給油設備等の転倒防止策を講ずる。</td><td rowspan="2">☐　緊急用資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>☐　飛来物により建築物（窓ガラス等）が破損しないよう、シャッター等で保護する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">☐　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
☐　浸水した施設では、地下タンクへの水混入の有無等を確認する。
☐　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
☐　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜販売取扱所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模
出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムライン
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、社内規定やマニュアル等に位置づける。
○建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、建具
準備する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議
体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯
を作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注
強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、施設外に容器が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速や
関へ通報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する
状や保管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画
・容器は、ロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む等、浮き上が
への流出等を防止するための措置を講ずる　等</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護
・飛来物により建築物等が破損した場合における容器の破損、危険物の流出等を
をロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む　等</td></tr><tr><td>停電対策の例</td><td>・自家発電設備等により所要の電力を確保　等</td></tr><tr><td>危険物の流出防止対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に実施
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、容器の破損や危険物の流出
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー販売取扱所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を社内規定等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">□　建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行う。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td>□　飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護する。</td><td rowspan="3">□　自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ保管する。</td><td rowspan="2">□　飛来物により建築物等が破損した場合における容器等の破損、危険物の流出等を最小限にするため、容器等をロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　容器は、ロープ・ワイヤー等で相互に緊結、重いものを下方に積む等、浮き上がり等による破損や施設外への流出等を防止するための措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浸水した施設では、容器の破損や危険物の流出の有無等を確認する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜移送取扱所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムする。
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程の関連文書等に位置づける。
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ要な燃料等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能う措置する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○倒壊等により当該施設（配管等）へ被害を及ぼすおそれのある周辺の工作物等を把握する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡の連絡体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、施計画を作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やか関へ通報する。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存質の性状や保管状況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対
<table>
<tr><td>浸水・高潮・土砂対策の例</td><td>・危険物の取扱いをあらかじめ停止
・土のうや止水板等によりポンプ設備等への浸水や土砂流入を防止・低減
・配管の弁等を閉鎖し、危険物の流出防止　等</td></tr>
<tr><td>強風対策の例</td><td>・強風により配管等が破損しないよう、耐風性能を再確認する
・飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするた</td></tr>
<tr><td>停電対策の例</td><td>・自家発電設備等により所要の電力を確保　等</td></tr>
<tr><td>危険物の流出防止対策の例</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンスを適切な場所に設置
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、作動状況や気密性等
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー移送取扱所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を社内規定等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
□　倒壊等により当該施設（配管等）へ被害を及ぼすおそれのある周辺の工作物等を把握する。
□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンスを適切な場所に設置する。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　危険物の取扱いをあらかじめ停止する。</td><td>□　強風により配管等が破損しないよう、耐風性能を再確認する。</td><td rowspan="3">□　自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td>□　土のうや止水板等によりポンプ設備等への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td rowspan="2">□　飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖する。</td></tr>
<tr><td>□　配管の弁等を閉鎖し、危険物の流出を防止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浸水した施設では、作動状況や気密性等を確認する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

＜一般取扱所における風水害対策上のポイント＞

<table>
<tr><td>平時からの
事前の備え</td><td>○ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認しておく。
○被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定を
・計画策定に当たっては、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模縮
の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
・実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図り、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインと
・各事業者が策定する計画や実施要領等は、予防規程の関連文書、又は社内規定やマニュアル等に位置づける
○温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及
料等を確保する。これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうこと
○建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、建具型
準備する。
○オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。
○河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議会
体制を確立し、積極的に訓練等に参画する。
○天候回復後の施設の復旧に当たり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、仮貯蔵
を作成の上、消防機関と協議しておく。</td></tr>
<tr><td>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td>○危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視
強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
○従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。
○浸水等に伴い、大規模な爆発など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関
る。特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、そ
況等について情報提供を行う。
○河川等へ危険物が流出した場合、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報等し、連携して応急対策を実
<table><tr><td>浸水・高潮・土砂対策の例</td><td>・土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減
・配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への
・禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画
高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる　等</td></tr><tr><td>強風対策の例</td><td>・強風により建築物、塔槽類等が破損しないよう、施設の耐風性能を再確認
・飛来物により建築物（窓ガラス）等が破損しないよう、シャッター等で保護
・飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため</td></tr><tr><td>停電対策の例</td><td>・危険物の取扱いをあらかじめ停止
・温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品は、自家発電設備等により所</td></tr><tr><td>危険物の流出防止対策</td><td>・施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に実施
・オイルフェンスを適切な場所に設置
・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収　等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>天候回復後の点検・復旧</td><td>○点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う（特に浸水した施設では、作動状況や気密性等を確認
○電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

チェックリスト（例）　ー一般取扱所ー

<table>
<tr><th colspan="2">フェーズ</th><th>浸水・高潮対策</th><th>土砂対策</th><th>強風対策</th><th>停電対策</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平時からの事前の備え</td><td>災害リスクの確認</td><td colspan="4">□　地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
□　浸水想定区域に該当する場合、想定される降雨量と浸水高、避難先を確認する。</td></tr>
<tr><td>計画等の策定</td><td colspan="4">□　大雨や台風の接近に伴い被害の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定する。
□　タイムラインを考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報の警戒レベル等に応じた判断基準や実施要領を策定する。
□　計画的な操業の停止、規模縮小の判断基準や実施要領を策定する。
□　危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等の判断基準や実施要領を策定する。
□　天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成し、消防機関と協議する。
□　計画や実施要領等を予防規程の関連文書又は社内規定等に位置づける。</td></tr>
<tr><td>対策の準備</td><td colspan="4">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
□　建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
□　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備する。</td></tr>
<tr><td>訓練等の実施</td><td colspan="4">□　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保する。
□　各地方公共団体の地域防災計画に基づく水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関と連携を図るため、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練に参画する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</td><td colspan="4">□　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
□　従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
□　浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。
□　水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。
□　施設外に危険物が流出しないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オイルフェンスを適切な場所に設置する。
□　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。
□　浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。</td><td colspan="2">□　強風により塔槽類等が破損・転倒しないよう耐風性能を再確認する。</td><td>□　危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。</td><td colspan="2">□　飛来物により建築物等が破損しないよう、シャッター等で保護する。</td><td rowspan="2">□　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ保管する。
□　金属の溶融高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる。</td><td colspan="2">□　飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限とするため、配管の弁等を閉鎖する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">天候回復後の点検・復旧</td><td colspan="4">□　点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。
□　浸水した施設では、作動状況や気密性等を確認する。
□　復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策等を講ずる。
□　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。</td></tr>
</table>

別紙

消防災第55号
消防危第86号
令和2年3月27日

石油連盟会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
石油化学工業協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
電気事業連合会会長
全国石油商業組合連合会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
日本危険物物流団体連絡協議会会長
日本塗料商業組合理事長
殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
消防庁危険物保安室長
（公印省略）

危険物施設の風水害対策ガイドラインについて

危険物施設における風水害対策について、消防庁では、令和元年度から「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」（座長：大谷英雄　横浜国立大学大学院環境情報研究院長）を開催し、平成30年度に発生した風水害に伴う危険物施設の被害実態を整理・分析するとともに、令和元年度に発生した重大事故等を勘案して検討を行ってきたところです。

今般、当該検討会の検討結果を踏まえ、危険物施設の風水害対策ガイドラインを別紙のとおりとりまとめましたので、貴団体の加盟各社において、危険物施設における風水害対策を推進されるようお願いします。

なお、このことについては、別添のとおり都道府県等に対して通知していることを申し添えます。

（問い合わせ先）
消防庁危険物保安室
担当：竹本、羽田野、木下
TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534